

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
第8条第1項の一般消費者に対する産地情報の伝達義務違反に係る
勧告及び公表の指針について

広島県農林水産局

1 趣旨

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成21年政令第261号。）第7条第1項の規定により都道府県知事が処理する事務とされている地域米穀事業者に関する米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。）第9条第1項の勧告等についての指針を定める。

2 勧告等の指針

次に掲げる場合を除き、勧告を行う。また、次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も勧告を行う。

（指導・注意喚起を行う場合）

一般消費者に対する指定米穀等の産地情報の伝達義務違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反した米穀事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導する。

また、米穀事業者からの伝達に基づく産地情報をそのまま一般消費者に伝達した結果、事実と異なる産地を伝達してしまった場合であって、直ちに改善方策を講じており、食品事業者として求められる通常の注意義務を尽くしていたと判断できるときは、適切な業務実施等について注意喚起を行う。

3 公表の指針

勧告を行った場合には、原則として（1）から（3）までの事項を公表する。

なお、消費者利益の保護の観点から違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されているときには、勧告を行わなくても（1）及び（2）の事項を公表することができる。

（1）違反した事業者の氏名又は名称及び住所

（2）違反の事実（広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に照らして不開示と判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）

（3）勧告の内容

4 適用年月日

この指針は、平成23年7月7日から適用する。

附則

この指針は、令和5年5月1日から適用する。